

【宮津市】

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
宮津市企業立地 拡充促進条例	S63.12 (H24.3 改正)	<p>○新設又は雇用機会の拡大を伴う増設、 移設若しくは建替え 投下固定資産総額 2,500万円以上</p> <p>○新規正規従業員雇用者が3人以上で、 かつ、その雇用水準を維持するもの</p> <p>○京都府雇用の安定・創出と地域経済の 活性化を図るための企業の立地促進に関 する条例に基づく補助金の交付対象とな らない事業所</p> <p>○対象業種 製造業、情報関連産業、自然科学研究 所、余暇利用施設</p>	<p>立地促進奨励金 ○投下固定資産総額の10%に相当する額 (限度額3,000万円)</p> <p>雇用促進奨励金 ○1年以上の雇用が確認されたものであ って、3年間の純増加者を対象に、 ・新規地元正規従業員1人につき40万円 ・新規地元非正規従業員1人につき10万 円</p>

税の特例措置	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域自立促進特別措置法に関 する条例 新增設者 (製造業等) 2,700超	—	—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興法に関する条例 新增設者 (製造業等) 500以上 (資本金1,000以下) 1,000以上 (資本金1,000超5,000 以下) 2,000以上 (資本金5,000超)	—	—	不均一課税 【適用税率】 初年度0.14% 2年度0.35% 3年度0.7%	固定資産税	3年間